羽生市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和５年４月

羽　生　市

Ⅰ　一般事項

1　趣　　旨

本要領は、羽生市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務の受託者の決定にあたり、豊富な経験と高い専門性を持ち、公共施設の脱炭素化に向けて実効性のある提案ができる最も適した者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定める。

2　事業概要

本市では、令和４年４月、２０５０年までにゼロカーボンシティを実現することを目指して「羽生市気候非常事態宣言」を表明した。ゼロカーボンシティの実現に向けては、再生可能エネルギー（以下、再エネという。）を最大限活用することが重要である。

そこで、国の掲げている公共施設への再エネ導入目標「２０３０年：５０％、２０４０年：１００％」を念頭に、市公共施設の脱炭素化を計画的・効率的に図るため、市公共施設への太陽光発電設備等の導入可能性を調査する。

また、本事業は、環境省「令和４年度（第２次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業１号事業の３）」（以下、環境省補助金という。）の交付を受けることを前提に実施するものであり、同補助金交付規定に従い行うものとする。

3　委託業務概要

(1)業 務 名：　羽生市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務
(2)履行場所：　埼玉県羽生市
(3)履行期間：　契約締結日から令和６年１月１７日（水）まで
(4)業務内容：　別紙「羽生市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。
(5)上 限 額：　１０，２００，０００円（消費税込）※事業提案における費用上限額

4　契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5　応募者

(1)応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業あるいは事業グループ（複数の企業の共同体）とする。
(2)事業グループで応募する場合は、代表者を１名選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事務遂行の責を負うものとする。

6　参加資格

応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。
(1)埼玉県内に本店、支店又は営業所を有すること。
(2)参加表明書及び資格確認書類により、募集要項の内容を充分に遂行できると認められる者で

あること。

(3)公共施設又は事業所等への一般建築物への再エネ発電設備の導入について、導入可能性調査又は設計業務のいずれかを元請として完了した実績を有すること。

(4)配置技術者について、以下の資格を有すること。

①管理技術者・担当技術者

技術士法に基づく技術資格（建設部門もしくは、環境部門、電気電子部門）又はそれと同等の資格（エネルギー管理士等)。

②照査技術者

技術士法に基づく技術資格（建設部門もしくは、環境部門、電気電子部門）又はそれと同等の資格（エネルギー管理士等)。

7　応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又はその事業グループの構成員となることはできない。

(1)地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者。

(2)「羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止措置を受けている者。

(3)建設業法による営業停止処分を受けている者。

(4)暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人として使用している者。

(5)民事再生法による民事再生手続開始の申し立てをしている者。

(6)会社更生法による更正手続開始の申し立てている者又は申し立てをなされている者。

(8)応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要事項を故意に記載しなかった者。

(9)本事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

(10)直近１年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者。

8　選定スケジュール

＼	日　　程	項　　目	方　法　等
1	令和５年４月２４日（月） ～５月１７日（水）	実施要領等の配布	ホームページ
2	令和５年４月２４日（月） ～５月１７日（水）	質問書の受付	電子メール
3	随　時	質問への回答	ホームページ
4	令和５年５月１５日（月） ～５月１７日（水）	参加表明書の受付	持参又は郵送
5	令和５年５月２５日（木）	企画提案の提出要請書の発送	郵送及び電子メール
6	令和５年５月２９日（月） ～５月３１日（水）	企画提案書の受付	持参又は郵送
7	令和５年６月　９日（金）	プレゼンテーション審査	羽生市役所３０２会議室
8	令和５年６月１２日（月）	審査結果の通知	郵送及び電子メール

9	令和５年６月１２日以降	委託契約締結	

9　質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書その他に関して質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1)提出方法：　「プロポーザル質問書」（様式第１号）により電子メールで提出すること

※メール件名は「可能性調査プロポ質問・事業者名」とすること。

※メール送付後、必ず電話で送付した旨を伝え、着信確認すること。

(2)提出期間：　令和５年５月１５日(月)～１７日（水）必着

(3)提 出 先：　羽生市　経済環境部　環境課　環境保全係

電子メール:kankyou@city.hanyu.lg.jp

電話：０４８－５６１－１１２１（内線２９５）

(4)回答方法：　回答を羽生市ホームページに随時掲載する。

※本業務の受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合もある。

１０　参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類に必要事項を記入の上、下記のとおり参加の意思表明を行うこと。

(1)提出書類：

応募者は、次の提出書類を A4 版縦長フラットファイルに綴じたものを、正副１部づつ提出するものとする。

	書 類 の 名 称	書　式	備　考
1	参加表明書	様式第２号	事業グループで応募する場合は、代表者名で作成。
2	事業グループ構成表	様式第３号	事業グループで応募する場合は、構成員すべてを明らかにし、本業務における各々の役割を明確に記載。
3	会社概要書	様式第４号	事業グループ応募する場合は、構成員ごとに作成。
4	関連業務実績一覧表	様式第５号	本要領「６　参加資格（３）」参照。
5	業務担当者一覧	様式第６号	本要領「６　参加資格（４）」参照。
6	登記事項証明書の写し		提出日３か月以内に取得かつ現状を反映しているもの。
7	法人の財務状況に関する書類		損益計算書、貸借対照表、財産目録等 直近の最終決算年度のもの。
8	各種納税証明書		直近の法人税、法人事業税の国税、県税、市税等に関する納税証明書を各一通。

(2)提出方法：　持参又は郵送

※持参の場合は、午前９時から午後５時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る

(3)提出期間：　令和５年５月１５日(月)～１７日（水）必着

(4)提 出 先： 〒３４８－８６０１

埼玉県羽生市東６丁目１５番地

羽生市　経済環境部　環境課　環境保全係

(5)参加資格要件の確認及び提案要請書の通知：

提出書類により企画提案の参加資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、企画提案の提出を文書で要請する（令和５年５月２５日（木）付の郵便及び電子メールにより送付）。

Ⅱ　審査及び選定

1　企画提案書類の提出

提案要請を受けたものは、企画提案書及びこれと同時に提出を求めるその他の書類（以下「企画提案書等」という。）を、下記により提出すること。

また、本プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、本要領及び仕様書において記載された事項については、貴社の業務遂行能力、経験、実績等を踏まえた上で、企画提案書等の中で必ず記載すること。

(1)提出書類（企画提案書等）：

応募者は、次の提出書類を A4 版縦長フラットファイルに綴じたものを、８部提出するものとする。

	書 類 の 名 称	書　式	備　考
1	企画提案書	自由	A4 版で両面印刷、左綴じとし、ページ番号を付すこと。頁数は表紙・目次を含めて 20 頁以内とすること。なお、A3 版（片面印刷）による折込みページの挿入は可とするが、その場合は１枚につき２頁扱いとすること。
2	業務工程表	自由	A3 版（片面印刷）で１枚、A4 版に折込み
3	実施体制表	自由	A4 版（片面印刷）で１枚
4	見積書及び積算内訳	自由	１部に代表者印を押印、その他の７部は写し。税額も記載すること。

(2)提出方法： 持参又は郵送

※持参の場合は、午前９時から午後５時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る。また、提出書類を確認した時点を受付日時とする

(3)提出期間： 令和５年５月２９日（月）～３１日（水）必着

(4)提 出 先： 参加表明書の提出先と同じ

(5)留 意 点：

①提出は、１提案者（１事業グループ）につき１案とする。

②提出後の書類の追加や修正は、提出期限までの間に限り認める。

2　審査

本プロポーザルの審査は、企画提案書等について、以下の方法により「羽生市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託に係るプロポーザル審査委員会」が審査する。

(1)プロポーザル審査方法：

企画提案書等に基づくプレゼンテ―ション及びヒアリングを実施し、その結果により採点し、優先交渉権者を選定する。

①審 査 日： 令和５年６月９日（金）午後１時３０分から
※各参加者の開始時間は、事前に別途通知する。

②会　　場： 羽生市役所　３０２会議室

③審 査 順： 企画提案書を提出した順（受付順）

④審査基準：

別表【審査基準表】の審査項目に関する各審査委員の評価結果に基づき、合計点が最も高い提案者を優先交渉権者に選定し、本事業委託契約に向けて交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、審査結果が次点の者と交渉を行う。

また、合計点が最も高い提案者が複数いる場合、審査委員の多数決によって優先交渉権者を決定する。

なお、応募者が１者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が最低基準点以上であれば、優先交渉権者に選定する。

⑤実施方法：

ア　参加者　３人以内とすること。

イ　時　間　提案内容の説明は２０分以内、質疑応答は１０分程度とする。

ウ　備　品　パソコン、プロジェクタ等機器を使用する場合は、参加者が用意すること。スクリーン及び電源は本市が用意するが、インターネット回線は提供しない。

⑥そ の 他：

ア　提案内容の説明は、本業務に従事する担当者が行うこと。

イ　プレゼンテーションは非公開とする。

ウ　プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に行うものとし、追加資料等の配布や追加の説明は認めない。

(2)審査結果

審査結果は、文書で通知する（令和５年６月１２日（月）付の郵便及び電子メールにより送付）。

なお、審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には応じない。

(3)契約締結

前述のとおり、本事業は環境省補助金を活用して実施するものであるため、環境省補助金の交付決定がされた後、優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

その際、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。なお、再度の見積額は、企画提案時の見積額を上回ってはならない。

(4)再委託の制限

契約締結後、受託者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。

ただし、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を再委託してはならない。

Ⅲ　その他

1　失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。この場合において、失格となる提案者が優先交渉権者に決定されているときには、本市はその選定を取り消し、審査結果が次点の者を優先交渉権者に選定する。

(1)参加資格を満たさないことが判明した場合。

(2)各提出書類について、期間内に提出がなかった場合。

(3)提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。

(4)誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合。

(5)正当な理由なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた場合。

(6)本要領に定めた手続以外の手法により、「羽生市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託に係るプロポーザル審査委員会」の審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合（審査の公平性を害する行為があった場合）。

(7)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合。

(6)その他、本要領に違反した場合

2　その他

(1)参加表明書の提出後の辞退

都合により参加を辞退しようとする場合は、速やかに「参加辞退届出書（様式第７号)」を提出しなければならない。

(2)費用負担

応募に関する書類の作成及び提出、提案等に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により本プロポーザルを停止、中止、又は取消する場合においても、それに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

(3)提出書類の取り扱い・著作権

①提出書類の著作権は、各応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

②提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り使用する。

③プロポーザル実施に関する情報（提出書類を含む。）は、羽生情報公開条例（平成１３年条例第２号）に基づき、開示することがある。

(4)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(5)本市からの提供書類等の取り扱い

業務にあたって知り得た情報（本市が提供する資料・情報等含む。）は、目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

(7)使用する言語等の規定：

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

(8)複数の応募者の構成員等になることの禁止

応募者及び応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(9)応募者の構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(10)提出書類の変更の禁止

提出期限後においては、本市の指示があった場合を除き、提出した書類を変更、差し替え、再提出することはできない。なお、提出書類については、後日参考資料等を求めることがある。

【別表　審査基準表】

評価項目	評　価　内　容
事業者の実績・信頼度	①応募者の構成・役割分担 ②応募者の経営状況等 ③公共施設又は事業所等への一般建築物への再エネ発電設備の導入について、導入可能性調査又は設計業務のいずれかを元請として完了した実績（様式第５号にて評価） ④担当者の能力、実働人員・体制等（様式第６号にて評価）
仕様書への提案内容	本業務の目的及び趣旨を理解し、本市の取組み状況等を把握しているか
	地域特性や環境特性等、地域の個別の現状を踏まえたものになっているか
	負荷等の調査検討について、将来の設備導入を踏まえたうえで、具体的かつ適切に実施できる内容となっているか
	発電量、日射量等の調査検討について、将来の設備導入を踏まえたうえで、具体的かつ適切な内容となっているか
	地域経済･社会にもたらす効果等の分析や事業採算性を評価するための調査検討方針が示されているか
追加提案	その他の追加提案
業務スケジュール	実現可能なものになっているか（業務工程表で評価）
見積価格	見積金額の算定が妥当であるか（見積書で評価）